

○越前市情報公開・個人情報保護審査会規則

平成17年10月1日

規則第22号

改正 平成24年3月30日規則第37号

平成28年3月23日規則第6号

平成30年8月16日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、越前市情報公開条例(平成17年越前市条例第26号。以下「条例」という。)第14条第8項の規定により、越前市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審査会の委員は、地方自治に関し学識経験を有する者等のうちから市長が委嘱する。

(会長等)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、議事等の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席者がなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の会議のうち、条例第14条及び越前市個人情報保護条例(平成17年越前市条例第27号)第23条に規定する諮問に応じて行う審査に関しては、公開しない。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、条例第14条第5項の規定により、審査のため必要があると認めるときは、諮問をした実施機関に対し、条例第7条第1項に規定する決定

又は越前市個人情報保護条例第17条第1項に規定する決定に係る公文書の提出を求めることができる。

2 諮問をした実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒むことができないものとする。

3 第1項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人、諮問をした実施機関の職員その他関係者に対し、その主張を記載した書面若しくは資料の提出を求めること若しくは事実の陳述を求めること又は専門的な事項に関し学識経験を有する者からその説明若しくは意見を聴き、若しくは必要な調査を行うことができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、越前市行政組織規則(平成17年越前市規則第10号)別表第5に定める課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(招集等の特例)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審査会の招集並びに当該審査会で会長が互選されるまでの間の会議の運営は、第3条第2項及び第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則(平成24年3月30日規則第37号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年8月16日規則第34号)

この規則は、平成30年9月1日から施行する。